

公 示

独立行政法人国際協力機構（以下「機構」という。）がコンサルタント等との業務実施契約に基づき実施する予定の案件を公示します。

これら案件の選定に当たっては、企画競争（プロポーザル方式）を採用します。プロポーザル作成に係る業務指示書を各案件の公示において指定する日から配布しますので、応募のためのプロポーザル作成に当たっては、同業務指示書に基づき、当機構ホームページで公開している「プロポーザル作成要領」に従って作成願います。

なお、公示に関する照会は調達部（Tel：03-5226-6612、6613）あてにお願いいたします。

注）本公示に係る業務指示書及び配布資料等の配布については、機構本部1階調達部受付での配布に加え、試行的に電子データをダウンロードする方法で行いません。具体的な配布方法は右リンクをご確認下さい。

http://www.jica.go.jp/announce/information/20130226_01.html

2013年4月3日

独立行政法人国際協力機構
契約担当役
理事 小寺 清

【1. プロポーザル提出の資格】

以下のプロポーザル提出の資格には十分ご注意ください。

プロポーザル提出の有資格者（共同企業体を編成する場合の構成員を含む）は、平成22・23・24年度全省庁統一資格を有する者、同資格を有していない場合は機構の事前資格審査を受けている者に限ります。資格の詳細については、当機構ホームページ「競争参加資格審査」

（<http://www.jica.go.jp/announce/screening/index.html>）を参照願います。

会社更正法（平成14年法律第154号）又は民事再生法（平成11年法律第225号）の適用の申し立てを行い、更生計画又は再生計画が発効していない者は、プロポーザル提出の資格がありません。

また、機構から「独立行政法人国際協力機構契約競争参加資格停止措置規程」（平成20年10月1日規程（調）第42号）に基づく契約競争参加資格停止措置を受けている期間中においては、プロポーザル提出の資格がありません。具体的には、以下のとおり取り扱います。

- ・プロポーザルの提出締切日が資格停止期間中の場合、プロポーザルを無効とします。
- ・資格停止期間中に公示され、プロポーザルの提出締切日が資格停止期間終了後の案件については、プロポーザルを受付けます。
- ・資格停止期間前に、契約交渉相手方として通知されている場合は、当該コンサルタント等との契約手続きを進めます。
- ・契約交渉相手方として通知される前に資格停止期間が始まる案件のプロポーザルは無効とします。

【2. 業務指示書の配布】

業務指示書及び配布資料等の配布については、上記1. に示すプロポーザル提出の有資格者のみに限定します。

平成22・23・24年度全省庁統一資格を有している場合は、業務指示書の配布時に、全省庁統一資格結果通知書（写）及び情報シートを提出願います。なお、既に一度同（写）を機構に提出頂き、機構から「整理番号」を通知されている方については、同番号を提示頂くだけで結構です。

また、平成22・23・24年度全省庁統一資格を有していない場合は、機構の事前資格審査を受けて頂き、その結果通知書（写）に示す「整理番号」を提示願います。事前資格審査は、申請いただいてから2～3営業日で結果通知させていただいています。

なお、業務指示書に限っては、事前資格審査申請中でも配布させていただきますので、その場合は、申請書の受領書（写）等を提示願います。

詳しくは、機構ホームページ（<http://www.jica.go.jp/announce/screening/index.html>）をご確認ください。情報シートの様式も同ページに掲載しております。

【3. 情報の公開について】

本公示により、プロポーザルを提出するコンサルタント等においては、その法人、個人、団体名を、コンサルタント等契約情報として機構ホームページ上に原則公表しますのでご承知下さい。

また、本公示により契約に至った契約先に関する情報を機構ホームページ上で公表することとします。本内容に同意の上で、プロポーザルの提出及び契約の締結を行っていただきますようお願いいたします。

なお、プロポーザルの提出及び契約の締結をもって、本件公表に同意されたものとみなさせていただきます。

具体的には、「公共調達の適正化について」（平成18年8月25日付財計第2017号）に基づき、下記リンクのとおり契約に係る情報を公表します。

（<http://www.jica.go.jp/announce/proper/domestic/index.html>）

また、下記（1）に該当する場合は右リンクのとおり契約に係る情報を公表します。

(http://www.jica.go.jp/disc/keiyaku_0701.html)

- (1) 公表の対象となる契約相手方 (共同企業体を結成する場合は共同企業体の構成員を含む。)
次のいずれにも該当する契約相手方を対象とします。
ア . 当該契約の締結日において、当機構で役員を経験した者が再就職していること、又は当機構で課長相当職以上の職を経験した者が役員等(注)として再就職していること
注) 役員等とは、役員のほか、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、経営や業務運営について、助言することなどにより影響力を与え得ると認められる者を含む。
イ . 当機構との間の取引高が総売上又は事業収入の3分の1以上を占めていること
- (2) 公表する情報
契約ごとに、物品役務等の名称及び数量、契約締結日、契約相手方の氏名・住所、契約金額とあわせ、次に掲げる情報を公表します。
ア . 対象となる再就職者の氏名、再就職先での現在の職名、当機構での最終職名
イ . 契約相手方の直近3カ年の財務諸表における当機構との取引高
ウ . 契約相手方の総売上高又は事業収入に占める当機構との間の取引割合
エ . 一者応札又は応募である場合はその旨
- (3) 当機構の役職員経験者の有無の確認日
当該契約の締結日とします。
- (4) 情報の提供
契約締結日から1ヶ月以内に、所定の様式にて必要な情報を提供頂くこととなります。

番号： 2 国名：カンボジア 担当：産業開発・公共政策部
案件名：中小企業支援体制の戦略的強化プロジェクト

1 契約予定期間：2013年6月中旬～2015年6月上旬

2 参加要件

日本国で施行されている法令に基づき登記されている法人であること。
海外における中小企業振興に係る調査業務経験を有し、同分野の専任技術者を配置できること。

3 参加資格のない社等

特になし

4 今後の契約プロセス（予定）

業務指示書等配布：2013年4月17日から2013年4月19日まで

（配布期間が遅れる場合は、HPにて告知します。）

JICA本部1F調達部受付（10：00～17：00（12：30～13：30は除く））にて、
業務指示書等受領書をもって配布

プロポーザル提出：2013年5月15日

（プロポーザル提出期限は変更される可能性がありますので、業務指示書をご確認下さい。）

選定結果通知：5月下旬

契約交渉：5月下旬～6月上旬

5 業務の目的

カンボジア国は、省庁横断的な中小企業振興を実施するため、2005年にアジア開発銀行（以下、ADB）の支援により中小企業振興に係る指針である「SME Development Framework」を策定したが、同Frameworkに基づく具体的な施策が実効性を持って実施されているとは言い難く、現在でも省庁横断的な中小企業振興の枠組みが形成されていない。他、同Frameworkにおいて重点課題として挙げられている規制・法的枠組みの整備や金融アクセスの向上、中小企業への支援活動に関する政府の施策の多くが手つかずの状況である。

2008年には世界的な経済危機の影響によりカンボジア国の中小企業も経済的な打撃を受けたことから、JICAは、カンボジア国政府の要請を受け、2010～2011年に、カンボジア国の中小企業振興において中心的な役割を果たすことが期待されている鉱工業エネルギー省（Ministry of Industry, Mines and Energy: MIME）をカウンターパート（C/P）として「生産性向上に重点を置いたパイロット中小企業振興プロジェクト」（以下、前プロジェクト）を実施し、5S/カイゼンを中心とした中小企業指導、カンボジア国のビジネス開発サービス（Business Development Service: BDS）の改善に向けたBDS戦略オプション文書の策定を通じてMIME職員の能力強化を行った。カンボジア国政府は、これまでの成果を更に発展させ、MIMEによる中小企業に対する支援を強化するため、本プロジェクトの実施を日本国政府に要請した。

JICAは2012年12月に詳細計画策定調査団をカンボジア国に派遣し、要請の背景や現状を確認するとともに、実施内容の計画策定に必要な情報・資料を収集・分析し、先方機関とプロジェクトの内容について合意した。本プロジェクトのC/Pは、前プロジェクトと同様、中小企業に関する分野横断的な政策の立案・実施を含む産業政策の立案・実施を所管しているMIMEの工業総局（General Department of Industry: GDI）である。GDIは8つの部局から構成されているが、本プロジェクトでは、小工業・手工芸局（Department of Small Industry and Handicraft: DSIH）及びカンボジア国家生産性センター（National Productivity Center of Cambodia: NPCC）を中心にキャパシティ・ビルディングを実施し、それぞれの局における中小企業政策の策定及び企業診断コンサルティングの強化を支援する。

6 業務の範囲及び内容

(1) 業務対象地域

プノンペン市を主なプロジェクト活動地域とするが、バットアンバン州、プルサット州においても一部活動を実施する。

ア プノンペン市（人口：133万人、中小企業：9.5万社）

イ バットアンバン州（人口：102万人、中小企業：3.4万社）

ウ プルサット州（人口：40万人、中小企業：1.2万社）

(2) 業務内容

ア ワーク・プランの策定・協議

本プロジェクトの目的を踏まえ、日本国内で入手可能な資料・情報を整理し、プロジェクト実施の基本方針・方法、業務工程計画等を作成し、JICA本部の合意を得た上でワーク・プラン（英文）としてとりまとめ、JICA関係者やカンボジア政府関係者等と協議・意見交換し、合同調整委員会（Joint Coordinating Committee: JCC）において関係者との合意を得る。

イ 現地情報収集調査

カンボジア国の中小企業を取り巻くビジネス環境や中小企業自身の課題や問題点、中小企業に対する官民の支援体制等を明らかにするための現地情報収集を行い、中小企業政策の草案に盛り込むべき内容の検討を行う。

ウ 中小企業政策の草案策定

上記イの現地情報収集調査結果や日本を含む東アジア諸国の中小企業政策を参考にしつつ、DSIHにおいてカンボジア国の現状と課題に即した中小企業政策の草案策定を行う。草案の策定にあたり、中小企業政策の策定に高度な専門性を持つ学識経験者及び実務経験者による検討委員会を設立し、その内容について精査を行うとともに、カンボジア国の学識者や官民の関係者と十分な協議を行う。

エ GDIの組織改編の検討

上記ウの中小企業政策の草案策定プロセスを通じて得られた教訓を基に、官民関係者との調整を行いつつ中小企業政策の策定及び改善を行うGDIの政策策定体制の改善案を検討し、GDIと協議の上、組織体制の再編を支援する。

オ NPCCの企業診断コンサルティング能力の強化

NPCCの既存の5S/カイゼン等を発展させた企業診断コンサルティングの手法及び財務諸表を持たない中小企業でも客観的に自社の経営状況を比較できるような中小企業の経営評価のための指標（SME Supporting benchmarks for the business performance）を開発する。また、パイロット企業診断のため、前プロジェクトの企業選定基準を再度見直し、JCCにおいて承認を得た上でパイロット企業を10社程度選定する。

上記の企業診断コンサルティング手法及び中小企業経営評価のための指標を活用しつつパイロット企業診断を実施し、NPCC職員及び民間コンサルタントに対して企業診断コンサルティングの実施方法を技術移転する。その結果を踏まえ中小企業経営評価のための指標の改良方法や将来的な活用のための戦略オプションを検討する。更に、パイロット企業診断の結果について官民の関係者に共有するためのセミナーを開催する。

カ NPCCの企業診断コンサルティングのトレーニングプログラム策定

前プロジェクト終了後、NPCCが自らのイニシアティブにおいてバタンバン州及びブルサット州において実施している5S/カイゼンを含めた企業指導の概要を把握し、必要に応じて指導内容の改善を行う。また、中小企業支援を行うコンサルタントの資を確保するため、中小企業支援を行うコンサルタントの資質基準を設定し、当該基準を満たすコンサルタント育成のためのトレーニングプログラムを開発する。

キ 企業診断普及のためのワークショップ開催

企業診断に対する意識向上及び将来的なBDS市場の拡大のための計画を策定するとともに、企業診断の普及やプロジェクト活動の成果等の共有を目的としたワークショップを開催する。

ク 本邦研修（第三国研修）の実施

日本の中小企業政策や中小企業支援施策を学ぶため、本邦研修を実施する。また、必要に応じて東アジア諸国における中小企業政策を学ぶための第三国研修を実施する。

7 成果品等

- (1) プロジェクト事業進捗報告書（第一年次報告書）（2014年5月下旬）
- (2) プロジェクト事業完了報告書（2015年5月下旬）

8 主要な分野及び評価対象予定者

- ア 総括（評価対象予定者）
- イ 中小企業政策（評価対象予定者）
- ウ BDS（Business Development Service）（評価対象予定者）
- エ 企業診断
- オ 企業診断
- カ 業務調整／人材育成

9 特記事項

- ・2012年12月に予備調査実施済み
- ・共同企業体の結成を認める予定

注：本案件概要は予定段階のものでありますので詳細については変更される場合もあります。